

説明資料1 手続き参加（当会への授権）の方法について

被害回復の裁判手続（簡易確定手続）に参加するために、
説明資料1～10、提出書類1～5をお読みいただき、手続参加までのプロセスや方法（提出書類の記載内容）等をご確認いただいた後手続参加を希望される場合は、
期日（2021年7月末日）までに手続き（提出書類の送付）をお願いします。

- ※ 制度の概要や、ご自身が裁判手続きの対象となるかどうか不明な場合は、情報受付フォームにご記入いただくか、下記まで連絡してください。
- ※ 事務局で判断できかねるお問合せの場合は、追って弁護士からご連絡いたします。

Tel 048-844-8972 10時～16時（土日祝休）

上記の時間内でも不在の場合があります。お手数ですがおかけ直してください。

ステップ1 概要の確認

㈱ZERUTAに対する被害回復手続について【概要版】、

説明資料2「被害回復裁判手続の概要」（一般的にこの制度の概要を説明したもの）と

説明資料3「共通義務確認訴訟の確定判決の内容」（今回の訴訟の判決を説明したもの）の内容を確認してください。

《概要が確認できましたか？》



ステップ2 ご自身が被害回復の対象となるかの確認

説明資料4 対象消費者かどうかの確認、

提出書類3「ご自身が被害回復の対象者となるかの確認書類」の内容を確認してください。

《ご自身が対象となることが確認できましたか？》



ステップ3 被害回復裁判手続への参加の判断

提出書類4「授権契約書」、

説明資料5「なくす会にお支払いただく費用」

をよくお読みのうえ、あなたご自身が被害回復裁判手続に参加するか否か判断してください。

《今回の被害回復裁判手続に参加しますか？》



ステップ4 参加のための資料送付

今回の手続きに参加する場合は、同封した

説明資料7「手続に参加する場合の提出書面」

説明資料8「授権契約書について」をお読みいただいた上で、

手続に必要な提出書類1～5すべてを当会に送付してください。